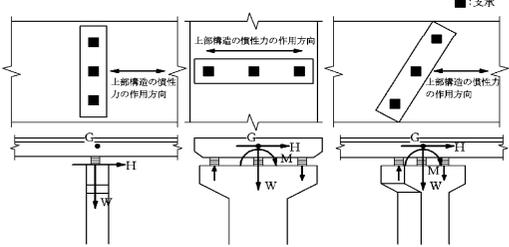
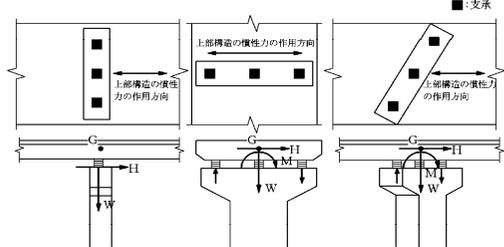


## 静岡県橋梁設計要領 正誤表

章	頁	箇所	現行	訂正	摘要
I	I-90	6.5 計画条件の決定 (1) 道路計画条件 5) 橋梁の設計用自動車重量	<p><b>5) 橋梁の設計用自動車重量</b></p> <p>県管理道路はB活荷重を適用する。</p> <p>市町道については、基幹的な道路網を形成するものも含め、<u>大型自動車の大型自動車の交通状況</u>に応じて、A活荷重またはB活荷重を適用する。</p>	<p><b>5) 橋梁の設計用自動車重量</b></p> <p>県管理道路はB活荷重を適用する。</p> <p>市町道については、基幹的な道路網を形成するものも含め、<u>大型自動車の交通状況</u>に応じて、A活荷重またはB活荷重を適用する。</p>	誤記修正

静岡県橋梁設計要領 正誤表

章	頁	箇所	現行	訂正	摘要
VII	V-13	4.2.2 慣性力	<p>影響は比較的小さいため、設計の便宜上、支承部の底面とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>橋軸直角方向の場合のように、慣性力の作用方向の直角方向と支承線の方向が一致しない場合には、水平力、鉛直力のほかにモーメントが下部構造の頂部に作用することから、上部構造の慣性力の作用位置は上部構造の重心位置とする。</li> <li>斜角を有する橋脚の橋軸方向も、上部構造の慣性力の作用位置は上部構造の重心位置とする。</li> </ul>  <p>■: 支承</p> <p>図 4-1 下部構造の耐震設計における上部構造の慣性力の作用位置と下部構造の頂部に作用する荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可動支承のみを有する下部構造（橋脚、橋台）の場合の上部構造の慣性力は以下のように設定する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>→ レベル1地震動に対しては、支承に作用する静摩擦力を考慮する。</li> <li>→ レベル2地震動に対しては、<u>上部構造の死荷重反力の1/2に設計水平震度を乗じた力を考慮する。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>影響は比較的小さいため、設計の便宜上、支承部の底面とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>橋軸直角方向の場合のように、慣性力の作用方向の直角方向と支承線の方向が一致しない場合には、水平力、鉛直力のほかにモーメントが下部構造の頂部に作用することから、上部構造の慣性力の作用位置は上部構造の重心位置とする。</li> <li>斜角を有する橋脚の橋軸方向も、上部構造の慣性力の作用位置は上部構造の重心位置とする。</li> </ul>  <p>■: 支承</p> <p>図 4-1 下部構造の耐震設計における上部構造の慣性力の作用位置と下部構造の頂部に作用する荷重</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可動支承のみを有する下部構造（橋脚、橋台）の場合の上部構造の慣性力は以下のように設定する。<a href="#">【参考】H29 道環V.4.11 p.71~73</a> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ レベル1地震動に対しては、支承に作用する静摩擦力を考慮する。</li> <li>→ レベル2地震動に対しては、<u>橋脚の場合は上部構造の死荷重反力の1/2に設計水平震度を乗じた力を考慮し、橋台の場合は支承の静摩擦力を考慮する。</u></li> </ul> </li> </ul>	<p>誤記修正 (道路橋示方書の内容との整合)</p>